

学校法人愛知学院
愛知学院大学短期大学部
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

愛知学院大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 愛知学院
理事長	龍谷 顯孝
学 長	木村 文輝
A L O	犬飼 順子
開設年月日	昭和 25 年 4 月 1 日
所在地	愛知県名古屋市千種区楠元町 1-100

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
歯科衛生学科		100
	合計	100

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	口腔保健学専攻	10
	合計	10

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

愛知学院大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年6月28日付で愛知学院大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、140有余年にわたって受け継がれてきた「行学一体・報恩感謝」であり、これを基盤として教育理念・理想が定められ、ウェブサイト等を通じて学内外に周知されており、入学希望者や在学生、その保護者に対しても短期大学の理念や目的の理解を深める努力がなされている。

地域・社会活動では、口腔の健康から全身への健康維持を重視し、地方公共団体・企業との連携活動や、教育機関等との包括連携協定による事業等、地域・社会貢献活動とともに、実践的な教育研究活動を行っている。また、学生のボランティア活動を支援し、社会に貢献できる人材の育成にも力を入れている。

建学の精神に基づき短期大学の教育目的を定め、学科の教育目標とともにウェブサイト等で広く表明している。学科の学習成果は短期大学の学習成果を踏まえ、教育目標に基づき、知識・理解、技能、能力、態度・志向性の4つの要素について定めている。また、短期大学、学科それぞれに、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針が示され、それらは一体的に策定されている。

自己点検・評価活動等については、自己点検・評価のための規程と組織が整備されており、自己点検・自己評価委員会、第三者評価委員会及び外部評価委員会が設置され、各委員会規程に基づき、定期的な自己点検・評価が行われている。

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神に基づき定め、卒業までに身につける能力等を明確に示している。教育課程編成・実施の方針に基づき、教育課程は5部門で構成され、基礎分野から専門分野へつながるよう体系的に編成されている。学生に対してはカリキュラムマップ等を提示し、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針と各授業科目との対応関係を明確化している。歯科衛生士の国家資格取得を見据えた専門教育が行われており、その効果は歯科衛生士国家試験の高い合格率として表れている。入学者受入れの方針に対応する多様な入学者選抜の方法を設けて公正かつ適正な選抜が実施されている。

学生の休息や交流のためのスペース等、学生のキャンパス・アメニティの充実化が図られ、学生の健康管理に対して、学生相談室、メンタルヘルスサポートチーム等が整備され

ている。また、クラブ活動を通じた様々なボランティア活動に対して積極的な評価が行われている。歯科衛生士としての資格取得・就職対策として、歯科衛生士国家試験に向けた授業科目における教育支援や各種就職ガイダンスが実施されている。進学希望の学生に対しては、個別相談を行う支援体制が整備されている。

教員組織は短期大学設置基準が定める教員数を満たしている。専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行い、その成果は毎年、自己点検・評価報告書に掲載し、公表している。

事務組織については、規程に基づき組織され、責任体制が明確になっており、事務職員は、それぞれ専門的な職能を有した上で、その能力を発揮できる環境下で業務を遂行している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行う講義室・臨床実習室・模型実習室を用意している。また、校舎はバリアフリー化され、障がい者への対応もなされている。施設設備等については諸規程が整備され、適切に維持管理されている。

情報技術の向上及び技術サービスの一環として、「IT サポートオフィス」を設け、IT に関する相談や専門的な支援の体制を整えている。また、学生及び教職員が自身の端末から学内 Wi-Fi に接続しインターネットが利用可能な環境を整備している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長のリーダーシップの下、学校法人の意思決定機関として、原則、毎月 1 回理事会を開催している。また、日常的な起案案件を審議する学内理事会を毎週開催し、重要事項については理事会、評議員会に上程し協議、決定している。

学長は教学運営の最高責任者として教職員をリードしており、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。また、教授会では教学委員会をはじめ各種委員会の報告が行われ、学長が的確に指示できる体制を整えている。ただし、評価の過程で、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会、評議員会に出席し意見を述べている。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える評議員をもって組織し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

情報公開については、ウェブサイト上に、学校教育法施行規則に定められた教育研究活動等の情報及び私立学校法に定められた学校法人の情報を公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 学習支援体制として、学年担任・副担任制を採用していることに加え、1年次と2年次では少人数の学生に対する専任教員によるチューター制の導入、科目により個別指導教員の配置、さらには3年次には歯科衛生士国家試験に対する個別の学習支援体制が整備されており、学生の学習状況に応じた的確な支援体制が整えられている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 学内理事会を毎週開催し、日常的な起案案件を審議するとともに、様々な情報収集、意見交換を行いつつ重要事項については、理事会・評議員会に上程し、協議、決定している。このように、理事長のリーダーシップの下、理事会は短期大学を含む学校法人の管理運営を熟知し、将来構想を考え経営の安定化を図っている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要であ

る。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 31 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な管理運営に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「行学一体・報恩感謝」という建学の精神を設立以来、140年余りにわたり受け継いでいる。この精神は教育理念・理想の基盤として、学則に明示されている。さらに、教育基本法に基づく公共性を実質化するために、広く学内外に周知しており、ウェブサイト掲載のほか、入試説明会やオープンキャンパス、保護者相談会等において入学希望者や在学生、その保護者に対しても短期大学の理念や目的の理解を深める努力がなされている。

地域・社会活動では、口腔の健康から全身への健康維持を重視し、地方公共団体・企業との連携活動や、地域教育機関との包括連携協定による事業等、地域・社会貢献活動を実施するとともに、実践的な教育研究活動を行っている。また、学生のボランティア活動を支援し、社会に貢献できる人材の育成にも力を入れている。さらに、「歯科衛生士リカレント研修センター」では、歯科衛生士の復職支援や離職防止のための研修活動も継続して行われている。

建学の精神に基づき短期大学の教育目的を定め、学科の教育目標とともにウェブサイト等で広く表明している。教育目的では、人々から信頼される人間形成を重視した教育を基本的使命とし、社会構造や歯科医療環境の変化に適応できる能力を養うことを目指すとしている。教育目標としては、幅広い教養と口腔保健・歯科医療に関する知識・技能を修得し、人々の口腔の健康向上と維持増進に寄与できる社会人の育成が掲げられている。学科の学習成果は短期大学の学習成果を踏まえ、教育目標に基づき、知識・理解、技能、能力、態度・志向性の4つの要素について定めており、教育目的・教育目標とともにウェブサイト等で表明されている。

短期大学及び学科の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針は、それぞれ一体的に策定されている。学習を効果的に進められるように、カリキュラムマップやカリキュラムツリー、科目ナンバリングなどが作成されており、これらの情報はウェブサイトや「学生ガイド」で公表され、新入生にはオリエンテーションで説明が行われている。

自己点検・評価活動は規程と組織が整備され、自己点検・自己評価委員会、第三者評価委員会及び外部評価委員会が設置されている。定期的な自己点検は、学生による各種アンケートや、教員による自己点検・自己評価等を通じて実施され、その結果は各委員会や教授会で検討されている。教育の質保証に関しては、学習成果の把握と可視化を目的に策定

されたアセスメント・プランに従って、国家試験の合格率を重要な指標の一つとして学習成果の獲得状況が分析・検討され、授業内容・方法や学習指導の改善等に役立てられている。卒業研究の評価方法にはルーブリック評価が導入され、教育の質の向上が図られている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神に基づき定められ、卒業までに身につける能力等が明確に示されている。卒業の要件や成績評価の基準等は学則に規定されている。教授会において、卒業認定・学位授与の方針の定期的な点検・修正が行われている。

教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に掲げた目標と連動して策定され、5部門からなる教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、基礎分野から専門分野へつながるよう体系的に編成されている。学生に対しては、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを提示し、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針と各授業科目との対応関係を明確化している。また、授業科目には適切な番号を付加して分類する科目ナンバリングを施し、学習の段階や順序等を示し修得科目を体系的に整備している。

教養教育については、特に外国語教育を重視しており、一部の選択必修科目では専門教育の基礎力として歯科衛生士の生涯教育につながるものが期待されるものとなっている。歯科衛生士の国家資格取得を見据えた専門教育が行われ、職業教育と連動しており、その効果は歯科衛生士国家試験の高い合格率として表れている。なお、教育理念に基づき、単なる学問的知識や技能の修得だけでなく、教養教育を通じた人間形成が重視されているが、科目は自然科学分野に偏っているため、教育理念・目的の3番目に掲げている幅広い教養の修得のために人文科学、社会科学系の更なる科目設置が望まれる。

入学者受入れの方針は学習成果に対応し、入試ガイド等に掲載している。また、多様な入学者選抜の方法を設けるとともに、それぞれの選考基準を設定し公正かつ適正な入学者選抜が実施されている。なお、高等学校関係者からの意見聴取については、同一法人内にとどまらず、幅広い多様な意見聴取を行う体制を整備することが期待される。

GPA制度を用いた授業科目ごとの学習成果は、シラバスに記載された成績評価基準（成績評価方法）により、「科目別成績評価」として測定されており、最終的な学習成果として歯科衛生士国家試験に合格することが測定可能な指標の一つとなっている。また、学習成果の獲得状況の測定は、学生への授業アンケート、卒業生へのアンケート及び卒業生の進路先（就業先）へのアンケートにより行われており、その結果は教員の自己評価と併せて授業改善に活用されている。また、併設大学の歯学部や薬学部の各種資源を共用することにより、学習成果の獲得に対するサポートが行われている。

入学手続者に対しては、入学前教育や入学後に必要な様々な内容についての情報提供が行われ、入学後の学生生活の円滑化のために役立てられている。学生の学習支援体制として学生の所属学年や学習状況に応じて、基礎学力の不足学生に対する個別指導・相談、授業欠席者に対する本人申し出による補講の実施等、充実した指導体制が整備されている。

学生の休息や交流のためのスペース等、学生のキャンパス・アメニティの充実化が図られており、学生の健康管理に対して、保健室、学生相談室、メンタルヘルスサポートチー

ムが整備されている。また、小学校における歯科保健指導の実施、クラブ活動を通じた様々な歯科ボランティア活動に対して積極的な評価が行われている。なかでも、海外ボランティア活動については積極的に実施されており、一定の成果をあげている。

歯科衛生士の資格取得・就職対策として、歯科衛生士国家試験に向けた授業科目において教育支援、各種就職ガイダンスが実施されている。進学希望の学生に対しては、学年担任、IR・キャリアサポート委員や事務職員等が個別相談を行う支援体制が整備されている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準が定める教員数を満たし、適切に編制している。専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。その成果は、毎年、自己点検・評価報告書に記載し、公表しているほか、研究紀要や学会誌等に公表している。専任教員が研究や研修を行う環境は、おおむね整備されている。FD 委員会による研修会等、FD 活動は活発に行われており、また、研究倫理を遵守するための取組みについては倫理委員会規程を整備するとともに、研究倫理研修会を FD 研修会として毎年実施している。

事務組織については、規程に基づき組織され、責任体制が明確になっており、事務職員は、それぞれ専門的な職能を有した上で、その能力を発揮できる環境下で業務を遂行している。SD 活動については、規程を整備し、教職員を対象に毎年 SD 研修会、講演会等を計画的に実施している。また行動規範、就業規則等、教職員の就業に関する諸規程は整備され、周知されており、教職員の就業は、タイムレコーダー又は出勤簿で、適切に管理されている。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を充足しており、運動場は、授業や課外活動に適切な面積を有している。教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行う講義室・臨床実習室・模型実習室を用意しており、全ての施設でスロープやエレベーターを設置し、バリアフリー化が図られている。学生ホール、食堂、談話室、図書館情報センター、パソコン室、体育館、運動場等は、併設大学との共用となっており、十分な面積を有している。

施設設備については、諸規程が整備されており、備品用品の管理帳票を作成し、施設設備や物品を適切に維持管理している。火災・地震等の災害に対しては、学校法人本部で対策が講じられており、中央監視装置・防災監視盤を導入して、制御・状態監視、及び定期点検を行っているほか、火災訓練は、学生も参加して毎年実施されている。また、コンピュータシステムについても必要なセキュリティ対策を講じている。その他、事業活動において「名古屋市エコ事業所」の認定を受けるなど、SDGs 活動に取り組んでいる。

学生が学習成果を獲得するための技術的資源については、教学サポートのためのウェブサイトを整備し、各種アプリケーションにより学生・教職員向けの情報配信を行っている。また「IT サポートオフィス」を設け、IT に関する相談や専門的な支援の体制を整えている。また学生及び教職員は、自身の端末で学内 Wi-Fi に接続しインターネットが利用できるほか、学生は、パソコン室のパソコンも利用することができる。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財

務体質の改善に努めることが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

学校法人の運営について原則として毎月1回理事会を開催し、法定事項や規程整備等の重要案件を審議するとともに、学内理事会を毎週開催し、日常的な起案案件を審議し、重要事項については、理事会、評議員会に上程し、協議、決定している。理事長のリーダーシップの下、理事会は短期大学を含む学校法人の管理運営を熟知し、将来構想を考え経営の安定化を図っている。

学長は教学運営の最高責任者として教職員をリードしつつ、理事として理事長を補佐することで学校法人運営とのバランスの取れたリーダーシップを発揮している。教授会は教授会規程に基づき適切に運営されている。また、教授会では教学委員会をはじめ各種委員会の報告を行い、学長が把握し的確に指示できるような体制を整えている。特に教学委員会において教授会の諮問、提案及び教務に関して審議した事項は、教学委員会委員長が教授会にて報告・審議し、学長が教授会で最終判断をするという体制がとられている。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会、評議員会に出席し意見を述べている。さらに、学校法人の内部監査室と意見交換を行い情報共有を図るほか、定例の理事会終了後、事務担当者より学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況や教学に関して説明を受け、監査を行っている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。ただし、監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

評議員会は、理事定数の2倍を超える評議員で構成されている。また、評議員会は、学校法人の運営に関する重要事項について意見を述べ、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

情報公開については愛知学院大学短期大学部のウェブサイト上に、「大学の教育研究上の目的に関すること」をはじめ、学校教育法施行規則に定められた教育情報を公表している。また学校法人として、寄附行為、ガバナンス・コード、中長期計画、事業計画書、事業・財務概要、資金運用等について、学校法人愛知学院のウェブサイト上で公表・公開しており、説明責任を果たしている。